

改 正 後	改 正 前
(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)	(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)
65の2-1	65の2-1
(1) 措置法第65条第1項第4号から第6号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分	(1) 措置法第65条第1項第4号又は第5号に掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分
圧縮記帳の特例(措置法65①⑦⑧)	圧縮記帳の特例(措置法65①⑤)
(2) 収用法換地等により譲渡した資産のうち(1)以外のも	(2) 収用法換地等により譲渡した資産のうち(1)以外のも
A 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡したすべての資産(1)に該当するものを除く。について圧縮記帳等の特例の適用を受けない場合	A 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡したすべての資産(1)に該当するものを除く。について圧縮記帳等の特例の適用を受けない場合
5,000万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産	5,000万円損金算入の特例の適用が受けられる要件を満たしている資産
5,000万円損金算入の特例(措置法65の2)	5,000万円損金算入の特例(措置法65の2)
その他の資産	その他の資産
特例の適用なし	特例の適用なし
B 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡した資産(1)に該当するものを除く。の全部又は一部について圧縮記帳等の特例の適用を受ける場合	B 当該事業年度のうち同一の年中に収用換地等により譲渡した資産(1)に該当するものを除く。の全部又は一部について圧縮記帳等の特例の適用を受ける場合
収用換地等により取得した補償金等	収用換地等により取得した補償金等
代替資産を取得し圧縮記帳等の特例を選択した部分	代替資産を取得し圧縮記帳等の特例を選択した部分
圧縮記帳等の特例(措置法64、64の2、65③)	圧縮記帳等の特例(措置法64、64の2、65③)
その他の部分	その他の部分
特例の適用なし	特例の適用なし
換地処分等による交換取得資産	換地処分等による交換取得資産
圧縮記帳の特例(措置法65①)	圧縮記帳の特例(措置法65①)

改 正 後	改 正 前
<p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2-2</p> <p>(注)1 措置法第65条第1項第4号から第6号まで.....</p> <p>2 連結親法人及びその連結子法人のうちいずれかの連結法人が分割型分割を行った場合における当該連結法人の分割の日の前日を含む事業年度内において譲渡をした資産については、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該譲渡をした日と同一年中の日に他の譲渡をした資産について当該他の資産の譲渡をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算において措置法第68条の70から第68条の72までの規定の適用を受けた又は受けるかどうかにかかわらず、圧縮記帳等の特例と5,000万円の損金算入の特例とのいずれかを選択することができる。</p> <p>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が5,000万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)</p> <p>65の2-3の3 措置法第65条の2第1項に規定する5,000万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の73第1項の規定の適用対象となる収用換地等による譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による5,000万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の2第1項の規定の適用の対象となる収用換地等による譲渡を行っ</p>	<p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2-2</p> <p>(注) 措置法第65条第1項第4号又は第5号.....</p> <p>(新 設)</p>

たときには、同項に規定する5,000万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。

同条第2項又は第7項の5,000万円損金算入の特例についても、同様とする。

(注) 5,000万円損金算入の特例による損金算入限度額の計算上5,000万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の収用換地等につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該収用換地等につき既に措置法第65条の2の規定(同法第68条の73の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。

(補償金の支払請求等の時期)

65の2-4 資産の収用換地等による譲渡につき土地収用法の規定による仲裁の申請に基づき仲裁判断があった場合若しくは補償金の支払の請求があった場合.....この特例は、仲裁の申請若しくは補償金の支払請求.....

(共同漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)

65の2-5の2

(注)

.....当該組員に対する配分額が確定した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額に算入することに留意する。

(許可を要しないこととなった日の意義)

65の2-6 措置法令第39条の3第5項第3号.....

(1)

(2)

(補償金の支払請求等の時期)

65の2-4 資産の収用換地等による譲渡につき土地収用法の規定による補償金の支払の請求があった場合.....この特例は、補償金の支払請求.....

(共同漁業権等の消滅等があった場合の譲渡期間)

65の2-5の2

(注)

.....当該組員に対する配分額が確定した日を含む事業年度の益金の額に算入することに留意する。

(許可を要しないこととなった日の意義)

65の2-6 措置法令第39条の3第5項第2号.....

(1)

(2)

改 正 後	改 正 前
<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>65の2-12 <u>措置法第65条の2第1項の規定の適用に当たって、措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで</u>.....</p> <p>(仲裁判断等があった場合の証明書類)</p> <p>65の2-13 <u>措置法規則第22条の3第3項第2号に規定する「当該買取り等につき施行令第39条の3第5項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合」の「その旨を証する書類」とは、例えば、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のものをいうのであるが、措置法規則第22条の3第3項第2号に規定する「公共事業施行者の買取り等の年月日及び当該買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類」にそれぞれ次の(1)から(4)までのかっこ書の日が記載されている場合には、「その旨を証する書類」の提出を省略して差し支えないものとする。</u></p> <p>(1) <u>土地収用法の規定による仲裁判断があった場合 仲裁判断書の写し(仲裁の申請をした日及び仲裁判断のあった日)</u></p> <p>(2) <u>補償金の支払請求があった場合 収用裁決書の写し(補償金の支払の請求をした日)</u></p> <p>(3) <u>農地法の規定による許可を受けなければならない場合 許可申請書の写し(申請をした日及び許可があった日又は許可を要しなくなった日)</u></p> <p>(4) <u>農地法の規定による届出をする場合 受理通知書の写し(届出書を提出した日及び受理した日)</u></p>	<p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>65の2-12 <u>措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで</u>.....</p> <p>...</p> <p>(新 設)</p>